

## ○島田市緑化推進事業補助金交付要綱

平成17年5月5日

告示第110号

### (趣旨)

第1条 市長は、市民が主体となった花と緑のまちづくりの推進を図るため、緑化推進事業を行う団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「緑化推進事業」とは、公共施設に設けられている植栽及び花壇の維持管理並びに市民への緑化に関する啓発活動を継続的に行うことをいう。

### (補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 公共施設に設けられている植栽及び花壇の維持管理活動に要する次に掲げる経費

ア 種子、球根、苗、肥料、薬剤、プランターその他の園芸資材の購入費

イ 園芸用の機械の購入費、借用費、燃料費、修繕費その他の植栽及び花壇の管理に必要な機材に関する費用

(2) 市民への緑化に関する啓発活動に要する経費

(3) 団体が緑化推進事業を実施するために必要な会議の開催、広報紙の発行、保険への加入等に要する経費

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、1 団体当たり50万円を限度とする。

(1) 前項第1号ア及びイ並びに同項第2号に掲げる経費 事業に要する経費の額以内の額

(2) 前項第3号に掲げる経費 事業に要する経費の額の2分の1以内の額

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平29告示31・全改)

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、規則第13条第1号ア又はイに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式）

(2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書

(3) 団体の組織及び活動実績等が分かるもの

(4) 規則第13条第10号に規定する資金状況調べ（概算払の承認申請をする場合で

あつて、市長が必要と認めるときに限る。)

- (5) その他市長が必要と認める書類  
(平29告示31・一部改正)

(交付決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号ア又はイに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体に通知するものとする。

(平29告示31・全改)

(変更の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた団体が第4条の申請の内容を変更しようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書(別記様式)
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、申請をした団体に通知するものとする。

(平29告示31・一部改正)

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた団体は、緑化推進事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式)
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 事業の実施状況を確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(平29告示31・一部改正)

(交付確定の通知)

第8条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた団体に通知するものとする。

(平29告示31・全改)

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の確定を受けた団体が補助金を請求しようとするときは、前条

に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(平29告示31・一部改正)

(概算払の請求手続)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体が補助金の概算払を請求しようとするときは、規則第13条第9号に規定する概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(平29告示31・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の公示の日の前日までに、合併前の島田市緑化推進事業補助金交付要綱(平成15年島田市告示第59号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成29年2月27日告示第31号)

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。